

多摩市長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
(電話番号)

多摩市騒音計貸出申請書

多摩市騒音測定機器貸出要綱第6条第1項の規定により、次のとおり騒音計の貸出しを申請します。

なお、騒音計の使用に当たっては、次の事項を遵守します。

使用目的	
使用（測定）場所	
使用（貸出）期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）
※本人確認欄	健康保険証・運転免許証・その他（ ）

【遵守事項】

- 1 営利目的その他騒音測定以外の目的には、使用しないこと。
- 2 返却日は、厳守すること。
- 3 騒音計を他人に貸与しないこと。
- 4 損傷のないように、十分注意して使用すること。
- 5 雨天時には、使用しないこと。
- 6 騒音計を損傷させたときは、弁償すること。
- 7 騒音計は、多摩市内のみで使用すること。
- 8 本騒音計による測定値は、参考値扱いとし、取引、証明等に利用しないこと。